

## 公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 6 項の規定による決算の要領として次の第 1 及び第 4 のとおり、同法第 243 条の 3 第 1 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定による財政状況の公表として次の第 1 から第 4 までのとおり公表する。

令和 3 年 12 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎